

令和6年 9月定例会

Topics



9月定例会	1～7ページ
令和5年度決算認定	8～9ページ
9月一般質問	10～12ページ
12月定例会	13～16ページ
12月一般質問	16～20ページ

三条小屋の 指定管理業者が決定！

9月定例会は9月10日に開会し、13日に閉会しました。審議した案件は報告1件、条例等3件、指定管理者の指定1件、補正予算5件、令和5年度決算認定11件、人事2件の合計23件が提出され、原案のとおり可決されました。審議内容を要約してお伝えいたします。

■令和5年度決算に基づく丹波山村健全化判断比率、資金不足比率の状況報告

指標名	内 容	健全化判断比率		早期健全化基準
		前年度	今年度	
実質赤字比率	一般会計が赤字の場合の赤字の割合の比率（赤字でない場合「-」）	-	-	15.00
連結実質赤字比率	全ての会計が赤字の場合の赤字の割合の比率（赤字でない場合「-」）	-	-	20.00
実質公債費比率	村の一般会計などから支出する元利償還金などの比率（数値が低いほど財政が健全）	7.8	9.3	25.00
将来負担比率	村の一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の比率（赤字でない場合「-」）	-	-	350.0

健全化判断比率の4指標及び公営企業会計の資金不足比率については、いずれも早期に財政の改善に取り組まなければならぬとされる判断基準を下回っています。

質疑応答ありません。

■丹波山村税条例の一部を改正する条例

軽自動車税の納期について、納税者の利便性向上並びに課税事務の効率化及び正確性の向上を図るため、種別割の納期を5月1日までから5月31日までに改めるための条例改正です。

質疑応答ありません。

■丹波山村国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和6年12月2日からマイナバーカードを基本とする仕組みに移行され、これまでの被保険者証が廃止されるこ

とに伴う条例改正です。

質疑応答

広瀬直照 マイナバーカードを健康保険証として使用することを、マイナ保険証というようにすが、12月1日から従来の健康保険証は、新規の発行がなく

なるとか、現状の保険証は最長1年の猶予期間があるからとか情報が入っています。実際にこの今の健康保険証とかの具体的な仕様についてはどうなるのか伺います。

住民生活課長 現行の被保険者証は、原則令和6年12月2日まで猶予期間を持たせるとことになっており、令和6年12月1日からさらに1年間は使えることになっています。これには、途中で有効期限の切れないもの等との条件があります。したがって、令和6年12月2日以降に新規の被保険者証の発行はなくなります。その代わり資格確認証というものが発行されることとなっています。

広瀬直照 今の健康保険証は令和7年7月31日で切れます。令和7年7月31日までは、マイナ保険証と通常の健康保険証を併用して使うことができると思っています。まずこれが合っているのか。また、12

月1日以降の発行の人は1年猶予ですから、令和7年まで使えますが、現状の人たちはおそらく7月31日とかで切れると思います。その人は8月1日からどのような健康保険証になるのか伺います。

住民生活課長 紙の保険証とマイナ保険証の併用は可能ではありますが、できるだけマイナ保険証の方を優先して使っていたらいいと思います。もう一つの資格確認証ですが、国保でいうと12月2日の段階で全ての被保険者に発行されます。これは簡単に言いますと保険証の代わりです。保険証の必要事項が書いた確認証と違っていただければと思います。

広瀬直照 全ての人に資格確認証が届けられるので、これでマイナバーカードを持ってない人も難なく病院に行って、健康保険証として問題なくなるという解釈でよろしいですか。

住民生活課長 おっしゃるとおりです。資格確認証が保険証の代わりとなると認識していただいて構いません。

■三条小屋の指定管理者の指定

三条小屋の管理について、合同会社山樽屋を指定管理者として指定します。指定の期間は、令和7年4月1日から

令和12年3月31日までの5年間で。

質疑応答

守屋保志 審査会での選定内容と、結果・評価点等伺います。

総務課長 選定審査会を8月5日に5名の委員で選定作業をしました。山樽屋から出てきた申請書類等を7月26日の締め切りと同時に、5名の委員に郵送しました。8月5日の選定審査会に申請業者とヒアリングをして、そこで採点をしました。満点125点で5名なので625点です。625点のうちの470点でした。

守屋保志 審査会における審査結果、並びに提出をされた管理運営に関する事業および収支計画を細かく見ましたが、それについて、村としてどのように捉えて指定することに至ったのか伺います。

総務課長 申請した事業者が、今現在、三条小屋で働いているということと、かつ、何年にも渡って、他の山小屋を経験しており、委員からの質問には的確に答えていました。山樽屋は今年、会社を立ち上げたところなので、昨年度までの会社としての実績はありませんが、経験があったことで、村に答申が上がつてきています。それに基づ

いて、村としても大丈夫だろうということ、決裁をいただきます。

守屋保志 管理運営に関する事業および収支計画が、計画のとおり精査した上で実行できると村として捉えての決定事項と捉えてよろしいですか。

総務課長 そのとおりです。

■丹波山村温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

丹波山村温泉施設に大月市民が利用する場合の使用料を令和6年10月1日から村民と同じ料金にするための条例改正です。

質疑応答

守屋旭 今回は大月市が入るということですが、今後、村と隣接している奥多摩町、甲州市ともに、入る可能性はありますか。

村長 今回の件に関しまして、議会の協議会の時に色々議員の皆様から指摘があったのですが、大月市と以前から実施していた小菅村と上野原市でやっています。小菅村は同じ温泉施設。上野原市はプールで相互にやっています。大月市は代わるものがなく、今調べていますが、それでも私としては近隣から来てくれることは大事だと思います。利益も必要だと思いますが、

近隣から来やすくなることで、奥多摩町、甲州市は当然、国道で結ばれており、今後、相手も色々な施設を持つており、こちらのお客様も呼べれば良いと思うので、今後検討していく予定です。

守屋保志 今回の改正は、上野

原市民、小菅村民に加え、大月市民を割引対象にすることと認識しましたが、先日の全員協議会では大月市長からの正式な依頼文書等は受け付けていないことが明らかになりました。少なくとも、条例という法律に準ずるものでありますから、改正については、市長から正式な依頼文書が必要であると私は思います。大月市長からは、どのぐらいの市民が、丹波山村の温泉施設を利用する見込か人数的な提示等があったのか、また、大月の公共施設を丹波山村市民が市民料金で利用できるようななど、やはり条件をつけて対等な負担を担ってもらうことも考えているかと不公平を感じる村民が出てくると思うので、村長の見解を伺います。

村長 4番議員の言われたとおりで、お客様を呼びこもうという思いから、私も早く進みすぎたと思っていますので、また大月市と詰めたいと思います。それで利用人数の資料はありませんが、小菅村大月市間というのはお互いの行き来が近くなつてバスも出ている、買い物しやすいこと、大月市と色々協力して取り組んでいる、また温泉に入れば丹波山村が良いと言ってくれる人が多いと言われたので、それをそのまま私は認識しています。古い条例が契約に大月市の市営グラウンドの使用料とかもあったと思います、それも今どうなっているのか、ここで確認しますが、そのようなことを含め、うちの村民にも何か良いことがあればというのは考えています。

守屋保志 色々な協定が今後増えていくと思うので、慎重にお願いしたいのと、できるだけ公平感残るような配慮を願います。ちなみに、丹波山村温泉施設を上野原市民と小菅村民がどのくらい利用されているのか数字を把握しているか伺います。

地域創造課長 申し訳ありません。確認しておりませんです。

守屋保志 やはり利用してくれる人数とか把握が必要だと思います。先ほど村長が言われたように、人数が増えているのか、それもデータになりますので、その辺の把握もお願いします。

現在条例で制定されている上野原市民、小菅村民の入浴料金は、丹波山村の住民割引と同じで300円です。それに対し丹波山村の村民が支払う小菅村の入浴料金は50円で上野原市に至っては700円の料金を支払っており、相手側の使用料の条例は私は不公平感があり、そのような解消もしていただきたいと思うので、同等の金額に改正して、相手側に改正していただく交渉するか、または山梨県の公衆浴場入浴料が430円ですので、せめてそれまで同じ値段にしたいだけのような窓口をきちんと持って交渉して、「執行部はやっている」と、その姿勢を村民にしていた方がいいと思います。

村長 そのとおりで、当村の温泉施設が以前600円だったのを300円にしていました。他の施設も金額が上がったりしている中で、色々な施設の特徴があるので、先ほどの山梨県の公衆浴場入浴料が430円、そのぐらいを貫くことも必要だと思います。その辺、まず村の方で1回話し合いたいと思います。商工会、観光協会等関係者も温泉の影響とかもありますし、例えば、一番わかりやすいのが、キャンプとか宿泊施設に泊まると村民と同じ料金になり、小学

生、中学生は無料となり、子どもたちが100人来て無料で温泉を利用したら温泉施設は困ることがあると思います。そのことを含めて早いうちに協議したいと思います。あと、利用率はかなり低いと思います。それを考えると先ほど言われた奥多摩町はすごい多いと思うので、その辺も踏まえ色々な協議はしていこうと考えています。

守屋保志 どのように利用しているかもきちんと調べていただいて、広報していただくようにお願いします。今まで色々質疑で議論した使用料について、利用者の人数の把握や、検証、また色々見合つての予算とか、やはり不備があると感じられますので、専門的な所見、第三者的なご意見が、必要であると考えます。使用料審議会というのが違う自治体には存在するのも確認をしています。ぜひ、そのような審議会の設置も執行部側で検討していただき、村民、村のためになるような条例の制定をすべきと思いますが、村長の見解を伺います。

村長 今のような審議会は当然必要だと思っています。その審議会の前にも村民の関係者に集まっていたら、温泉の入浴料に限らず、イベントのこと、福祉のこと、子ども達のことなど、

まず皆さんに意見を聞きたい思いがありまして、今後そのような集まりを作っていこうと思います。そこから先に先ほどの審議会も絶対に必要になってきますので、色々参考にしようと考えています。ぜひそのような時に参加して、「このようなこともある」という事を、議員の皆様にお話してもらえれば、また変わった形の良い村になると思っています。

■令和6年度丹波山村一般会計補正予算(第2回)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,651万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,803万円とするものです。

質疑応答

酒井隆幸 歳入で補助金等が多数ありましたが、大きい補助金と、村が説明しておきたい補助金の内容を簡単に説明願います。

総務課長 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が815万円です。これは非課税世帯の方、均等割のみの世帯の方、また子ども加算等、定額減税を補足する給付等該当する世帯に対して給付する制度で予算計上しています。

村長 移住支援補助金225万円は、村に移住して一定の条件を満たしたら、県が移住してきた方の職場、仕事の関係で、村で働いてくれる方にその補助金を出す事業です。これは県で行っています。人口減少危機対策支援事業については、令和6年度6月補正で出来上がった補助金です。人口対策を県が今強く進めていて、丹波山村が最初に手挙げて採択されました。補助率は2分の1です。500万円の事業内容は、現在、地域おこし協力隊で鴨沢地区を重点に空き家対策を行っています。今村有地である旧根石材木店の改修を予定しています。人口減対策を担う事業として1000万の予算を計上しています。

守屋保志 公有財産購入費1000万円の不用額減額の理由の説明をお願いします。

村長 当初予算でグリーンスローモビリティを補助金を通つたら実施を予定していましたが、実際はかなりハードルが高くて、補助金の交付決定が半年間ぐらいかかる上、車両を購入する時間がかかるのと話で、色々事業が止まるのは、時間があったくないこともあり、1度違う形で考え、集落支援員費のリースでやれば、特別交付税の

枠の中でできることもあり予算を振り替えました。

守屋保志 リース期間は、どの程度の見通しで77万9000円になったか伺います。

地域創造課長 9万7350円×2台×4ヶ月分で、12月から導入を予定しているリース料の計上です。

守屋保志 今、村長の説明では特別交付税で、村費が無くなると思うので、リースを継続した方が、村の財政的な面では有利になると私は思いますが、その判断が間違っているのか、また正しければ来年度続けていくようなご意思があれば伺います。

村長 きちんと必要不要の判断はしますが、基本的にはこの状態で来年度以降も進む予定です。

広瀬直照 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の村民の方への配布時期と、移住支援補助金の支給要件伺います。

総務課長 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の事業は、非課税世帯とか子育て世帯等に配布する事業です。これは予算が通り次第、早急に実施していこうと思っています。遅くとも今年中に事業を終る予定です。

地域創造課長 移住支援事業

は、山梨県の定めた一定期間以上、東京23区内の在住者または首都圏から23区内に通勤している方がこの事業の対象になります。支給要件は、県のマッチングサイトに求人掲載された企業に対して就職をした方、山梨地域課題解決型起業支援金で1年以内に交付決定を受けている方、23区内に企業があつて、企業等からの命令ではなく自分の意思で移住し、移住後も引き続きテレワークによって業務を実施している方、内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業を利用して人材紹介会社等を介して就職した方が対象になります。

守屋旭 防災関連販売収入として消火器等電池、火災報知器の電池の各々の金額と販売個数を伺います。

総務課長 現在、集落支援員に各地区を回っていただいております。消火器1個1万円で50万円を予算計上しています。また火災報知機の電池は1個が930円で116個販売しています。また、タブレットの音が小さいとのことでタブレットのスピーカーを回転しています。1台が1618円で16台購入いただき2万5888円、これも収入済です。合わせて63万2000円

を予算計上しました。

守屋旭 購入する消火器の使用期限は何年ぐらいですか。また、各お宅へは回っていただいていると思いますが、アパート暮らしの方も同様に買っていたいただいているのか伺います。

総務課長 集落支援員には、高齢者の住宅を中心に回っていただいています。購入予定の消火器の使用期限は6年です。また、業者と現在金額をなるべく安くする話をしていますが、これは回収の方も合わせての金額です。

守屋旭 回収ということは、6年経つとこの形でよろしいですか。

総務課長 消火器は6年もつ消火器ですが、現在、家の方にある使用期限が切れた消火器の回収費もこの中に含まれていきます。回収する消火器が無いところも有るところも、同じ金額ということで、実際は購入費だけです。その業者は回収をサービスでやっていたいています。

守屋旭 回収も込みということ、回収なくてもその金額ということなので、例えば今後はアパート暮らしの人たちも同様に消火器の購入を進める予定か伺います。

総務課長 今、考えているのは

高齢者がいる世帯を中心に集落支援員に回っていただく予定です。その後、アパート住宅とか若い世代のところに回ること、今のところ決まっています。最低限高齢者世帯のところには消火器を置いてという希望もありまして回っていただいています。

白木昭一 今、「高齢者からタプレットが良く聞き取れない」「大きい声が聞こえるだけでその内容があまり聞き取れない」ということで、幹旋するスピーカーはテレビの方には移行できないのですか。

総務課長 その辺は確認していません。

白木昭一 進んだ世の中ですから、スピーカーの金額も安いので無理だと思いますが研究してください。テレビの方に繋がれば、テレビの専門の機器を買わなくても良く聞けると思っています。

酒井隆幸 大人の山村留学事業が、ここで全部減額になっていきますが理由を伺います。

村長 当初、大人の山村留学ということで、予算を盛りましたが、現在単身用の住宅が足りないことが起き、受け入れる家がないことで、少し考え方を

一般会計補正予算第2回の内訳

主な歳入 (単位：千円)

区分	補正額	主な内容
地方交付税	5,631	特別交付税
国庫支出金	14,643	重点支援地方創生臨時交付金 8,150 重要インフラ施設周辺森林整備事業補助金 4,950
県支出金	7,405	移住支援事業補助金 2,250 人口減少危機対策支援事業費補助金 5,000
繰入金	7,126	財政調整基金繰入金
繰越金	10,000	繰越金
雑入	1,713	防災関連収入 632 新型コロナウイルス定期接種助成金 581
計	46,518	

主な歳出 (単位：千円)

区分	補正額	主な内容
議会費	440	議会研修旅費 440
総務費	25,551	人件費 7,541 旧庁舎アスベスト調査委託料 5,000 地域おこし協力隊費 4,852 地方創生臨時交付金事業 8,150 地域活性化起業人事業費 △ 2,000 地域創生費 6,300 大人の山村留学事業費 △ 6,100
民生費	3,617	国民健康保険特別会計（事業勘定）繰出金 1,287 国民健康保険特別会計（直診勘定）繰出金 443 低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援補助金 510 人件費 502
衛生費	251	新型コロナウイルス定期接種費 160
農林水産業費	8,900	耕作放棄地対策に関する管理業務委託料 2,500 重要インフラ施設周辺森林整備事業等 6,000
商工費	700	水源の里保健休養施設事業特別会計繰出金 700
土木費	5,440	定住促進住宅修繕費 5,440
消防費	1,074	家庭用消火器購入費等 1,000
教育費	545	人件費
計	46,518	

て、ローカルカレッジ事業で16人の子たちの目線で丹波山を見てもらおうと思いいそちらへ振り替えました。モバイル建築とか色々家が建ってからで、今年度は大人の山村留学という形で大きく実施しませんが、予算に海士町地域パートナー制度負担金330万円とあります。これは、今来てもらっている海士町で、そのような地域が関わるとういう負担金です。この負担金の中で、色々研究して人を送り込む予算で、本来は地域おこし協力隊費の大人の山村留学で特別交付税を充てる予定でしたが無理

がありますので、今回は村の一般財源を使います。ただこの事業は人材で消耗品じゃないです。これが来年の秋に実ればいいと思います。というのも国勢調査とか色々ありますので、そこで準備していくことで来年、若い子がいっぱい来てくれる等色々な思いからそちらに予算を振り替えました。

守屋保志 今、330万円と言いましたが、ここに630万円とあるけど、これはどちらが正しいですか。

村長 330万が海士町地域

パートナー制度負担金です。残りの300万は先ほどの移住支援金です。

守屋保志 海士町のパートナー制度に加入するメリットを詳しく伺います。

村長 これまで我々は海士町に視察に行ったり色々な情報を得て、今ある地方創生交付金のほとんどがそのような情報からやっています。だから地域おこし協力隊の色々な活用の仕方があり、今までが海士町としても、町村との付き合いで色々やってきていますが、もうあちらも限界がきています。本当はもっ

と丹波山村に関わってみたいという話もありますので、丹波山村を何とかできるという運営もありますし、まず町と村が協定等を結んで、その間に町が出資している一般社団法人が入り、今動いていますので、実施時にある程度の補助、負担金を欲しいとこちらに来ます。もう何人が訪れていますか来週にも女性1人が色々な準備をしに来ます。そのことを踏まえて、将来若い人たちが、村の困ったことに協力する人たちを連れてきてくれると思いますし、海士町でやっていた人が来てくれるとか、色々なノウハウを持った方が日本全国から集まってくれる予定です。本来は330万円です。

大きい金額ですが、地域おこし協力隊とか、またこの村の人材不足等踏まえた中で、それを支出してでもメリットは大きいものだと考えています。今、地域おこし協力隊など色々な人材が来てもらっていますが、そろそろ地域おこし協力隊の制度も変わって、色々な人材が欲しくなってきました。その辺先を見まして、ここで330万円投資するような形です。

守屋保志 先日、NHKのプロジェクトXという番組で海士町の事を紹介していたのですが、だいぶ昔に財政再生団体に

なって、その出身の方が帰って、町長になって管理職は全て給与50%カットとか町長はゼロベースとの事で、やっと再生して今あるということをやっています。そのような先進的な取り組みをしていて、今は人口がすごく増加していると言われたので、その考え方を村の執行部の職員にも吸収できるように、また交流人口が増えて新しい生き残れる考え方が丹波山村に浸透できるような使い方に、投資は大きく返ってくるのが理想であり、その辺も注視しながら、今後この事業を進めていきたいと思いますがいかがですか。

村長 私は成功するものと思っていますので豪語します。今後村のために、当然、職員の意識も絶対に上がっていきます。極端に言えば交流しても構わないのです。先ほど言った中野区でも交流しましょうと話が出て、色々交流の仕方もあると思いますので、その人材がこの村を支えていくと思いますので、ぜひ期待して来年再来年見ていてください。

守屋保志 やはり人材育成が非常に大切だと思います。先進地でもあって成功しているところなので、そのような事を逃がさず、村の職員、執行部も幹部職

員も含めて必ず人材の育成をすると、先頭を切って行っていたきたいと願います。

守屋保志 耕作放棄地対策に関する管理業務委託料250万円は、猿による農作物の被害を抑制するための措置であると私は認識し、耕作者の要望に応じていただいた事業であるとも思います。その成果と計画の説明をお願いします。

村長 当初は集落支援員等で色々な人を集めて草刈を行う考えを議会で説明しました。当時の広報が悪いのもあり、草がすごいことになっているのでやってもらいましたが、とても1人2人での手ではできないような状況ではないとわかりました。実際やったら予算もそれなりにかかります。その効果は皆さんに聞いたわけではないですけど、人が入っている、入っていないで違うと思います。ただ、根本的な猿の被害対策にはなっていないです。その辺を踏まえて、まず予算で刈って、道を作って、そこに軽作業で終えて、そのまま維持することなども今考えています。あと、猿対策以外の獣害対策は深刻なものになっ

ていいるので農作物対策の会議を開きたいと思います。
守屋保志 ぜひ継続して行っ

ただいて、これ以上耕作放棄地が出ないようにしていただきたいことを前提に、鳥獣害防止柵は、耕作者の減少に伴って、耕作放棄地が増加したことにより、防止柵に草やつるが絡まるという悪循環が重なった結果、今の状態になったと思います。今後の対策についても困難を極めると私は思いますので、完全に無くなるとは思いませんが、耕作放棄地が、今後これ以上増えないような打開策を見いだしていくしかないと思うので、その辺の見通しの考えを伺います。

村長 それなりの手が必要で、耕作放棄地を減らすのは一番の課題だと思っています。今、国では色々な事業があり、色々な予算を使って何とかしようと考えています。やはり高齢になると斜面の畑がきついですし、ここで農業関係の地域おこし協力隊も入れ、若い人たちの年齢も関わって、何とか人材を入れて一気に実施もあると思います。色々考えている最中です。ただ結論が出ないのも現状なので、色々な話を聞きながら、来年度に向け、できるだけ被害を減らすことを考えていきたいと思っています。

守屋保志 年をとってけると傾斜地が大変なので、ぜひ若い人

たちの活躍を願いたいと思います。

またこれと違う予算の質疑になりますけど、鳥獣対策修繕費この40万円は熊の捕獲民の経費ということと説明を受けました。ここ数年、熊の出没は全国各地で見られて人命に関わる事件も多数発生しています。これは本当に重要施策ということ、で、猟友会は昔から熊の駆除に対しては大変ご苦労いただいています。

駆除に関しては、非常に危険極まりない作業であると予想されますので、捕獲民の導入や修繕に対しては、計画的に今後実施できるようにお願いしたいと思いますがいかがですか。

村長 県内でも多分丹波山村は多くて、猟友会の関係の方や担当職員の動きを見れば、本当に毎朝現場へ出て様々な苦労を見えています。それに危険が伴うことなので、熊の檻とか備品の不備はなくしたいと考えていますので、どんどん言ってもらって良いです。またご足労に對しても、忙しい中その時間使ってもらっているとか、朝からやってもらっているとかあるので、その辺は担当課と色々な意見を聞きながらできるだけ何も起きないような体制を作る考えでいます。

守屋保志 猟友会も年に2回は総会を開いていますので、村長もその場にいらしていただいて有害の駆除に対しての苦労だったり、熊に対しての意見等吸い上げてもらうように参加をお願いします。

酒井隆幸 旧庁舎と中央公民館のアスベスト調査の委託料が、かなり高額で全部一般財源から出すと思いますが、この業者の選定等、アスベストに対する補助とか、調査に対する補助等、色々調べたのか伺います。

村長 見積もりは取りましたが、500万以内で収まるとのことなので、発注の仕方は考えますが、補助や過疎債でも今は多分ないと考えます。もしあれば探して充てますが、国の補助事業で旧庁舎、鴨沢小学校跡地、所畑公民館、旧農協とか、村の所有している施設をどうしようかというような事業をやっています。国が100%補助してくれてやっています。その中でまず一番ネックになるのは、あの施設を壊す際色々な会社に見てもらいましたけど、旧庁舎と中央公民館をそのまま使うという会社はゼロでした。壊すのには今アスベストの基準がすごく高くなっています。それをやっておかないと、壊す見積もりもで

きないし、その先へ進むのに、ここでやっておくことが大事だと思いますので、一般財源にはなりますが予算を計上しました。

酒井隆幸 今後のあそこの活用の展開を考えて今やらなければいけないというのは十分理解しています。ただかなり高額な金額になるので、しっかりと業者の選定と、もし万が一あれば、補助がもし取れるのであれば、ギリギリまで探していただいて、なるべく一般財源を抑える形を取っていただきたいです。
村長 もう一度確認して調べてみます。

■令和6年度丹波山村国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第1回・直診勘定第1回）

事業勘定は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2932万5千円とするものです。

報告書作成等システム改修費の補正です。

直診勘定は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ774万6千円とするものです。予防接種のためのコロナワク

チン購入費の補正です。
質疑応答ありません。

■令和6年度丹波山村水源の里保健休養施設事業特別会計補正予算（第1回）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2259万円とするものです。

原材料費としてニジマス購入費の補正です。

質疑応答

守屋保志 今年度、ゲリラ豪雨や台風の影響で魚が数多く死んで営業に支障をきたす事案があったと聞いております。その原因とその状況についての説明を求めます。

地域創造課長 大雨やゲリラ豪雨の影響で、池に取り入れる取水口の一部が決壊し、そちらの復旧をして、管理人や私が細目に現場を確認しながら対応して

いましたが、台風やゲリラ豪雨が続いた関係もあって、夜中とか池の水が減ってしまい、ニジマスの酸欠が起こったりしてそのような形になってしまいました。

守屋保志 ニジマスと、漁業組合で行っている鮎がほとんど全滅と聞きましたが、この水の取

り入れに問題があるということ、色々対処してきたということとは分かりましたけど、この問題はもう何年にも渡り、水が止まると全滅することで指摘されている事案です。以前から水源に必要な井戸の建設を強く要望されていると伺っていますが、その辺の状況を伺います。

村長 井戸の話は鮎を養殖し始めて大きく話が展開したと思います。鮎を数年漁協で飼い出して、水が基本だから、井戸の掘削の要望が何回か持ち上がっていきまして、今年の冬に、ボーリング業者に見積もりをもらいました。やはり300万ぐらいかかるので300万投資との話は簡単にはいかない予算の関係もありました。予算の目途も立ちまして、このシーズンが終わった

たら考えていきたいです。今回、間に合わなかったから申し訳ないというところがあります。
守屋保志 2019年大きな台風が来て、あの場所が氾濫して、その時も鮎、ヤマメ、マスが死んで、従業員の方に聞くと水源の水の取り口を何とか改善してもらいたいという話をしている

と聞いています。ここ数年、気象状況が激変して、想定外の記録的短時間大雨による洪水等が全国各地で頻繁に発生しているのはテレビとか新聞等でご存知

だと思えますけど丹波山村も例外ではないと思います。また8月8日には南海トラフの地震臨時情報が発表されました。水道管についても、この村も老朽化や改修化の未実施により大地震のその影響は避けて通れない現状であると認識しています。また地域防災と観光振興の観点からも非常用の飲水としてもその兼用ができるようなことを前提に多目的な井戸建設について早期の建設計画を立案していただき、着工の実現に向けてご検討願います。

村長 今回の井戸の関係は飲み水ではなくて、その魚を生かす目的で、安く抑える形で考えています。ただ、やはり飲み水というのは、問題になって10年以上、今の水源以外で成畑とか掘っても全て鉱水が出て、全然使えないということで調べてもらいました。飲み水として最適なものは、貝沢から上流でしか出ないそうです。井戸であれば本当は全ての水の安全さは確保できるのですが、管の問題や、高低差の問題で上に上がらないとか色々あって止まっている状況です。まず管も直さなければいけないので、今、水道担当の方でも色々な予算の計画立てをし始めている。財政状況が厳しいこと

が一番にあつて、色々考えながら進めてはいきますが、多額の予算がかかるので、どうしても思うように捗らない可能性も含めて今後検討していきます。

■令和6年度丹波山村温泉事業特別会計補正予算（第1回）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれに600万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ558万7千円とするものです。

温泉施設排水ポンプ入替等工事費の補正です。

質疑応答

広瀬直照 2台ある排水ポンプの修繕工事費で600万と聞いております。2台あるので1台は片方に不具合があつた時のためのものとの認識でいます。しかし今回なぜいきなり2台とも修繕しなければいけないのか、これによって営業にも影響が出てくると思いますので説明願います。

村長 この排水ポンプは2台あります。必ず1台、何か起きた場合は、次ので賄わなければいけないとのことで交互に予定しています。今回の場合は、すでに1台は故障していました。1台が何か異常を期していて、

いつ止まってもおかしくないところで補正しています。ただ、今これは地域創造課長に色々頭を調べてもらっていますが、これは指定管理にした時に会社が色々な契約を変えてきました。実は今日明日温泉が休業になっていますが、それはポンプの入れ替えという事で、それも本来は計画的にやるもので、計画的にやれば冬場の閑散期とかにできるというのもありましたが、やはりそれは、村がやっていたところを会社がやっていた、そこまで行き届いていなかったことは大きなもので、特に今回の場合、このポンプは普通保守点検があります。QOLになつて契約が変わり、保守点検をやっていたか調べましたが、今の会社は保守点検していませんでした。なぜもう1台壊れるまでにこのようになるのかという話を、前の会社に聞きまして、前の会社は保守点検して、それはやるべきものと言っています。まだきちんと調べていないですけど、保守しておらず、ほったらかしになっていたの、一歩間違えれば、温泉が長期休暇になるようなところでした。

その辺も踏まえて、会社任せにするのはいいのですが、勝手にやるべきことをやらないと、

村の大損害になるので、今回はそのような弊害が出て至つたという形に私は感じています。

広瀬直照 不具合があつた時のためにおそらく2台あると思つております。それで点検をするのは当たり前で、1台おかしくなつたらもう1台を直している間に1台を修理するというのはどう考えても当然だと思いますけど、今のお話の中で言えば、それを全くやっていなかったことは、いきなり600万円を使つた上に、少なくともこれで1日の営業の売り上げも無くなるわけですし、もし2台が駄目になつていけば、長期間に渡り営業ができなければ、2台あり点検をしないことは本末転倒になると思います。前の業者は当たり前前と思つていた、でも今の人たちはやらないということになると、次も起こることを懸念します。その辺りを是正してくれるかという具体的なお考えが今あるか伺います。

村長 指定管理会社に任せただ、色々な経費の削減、契約等は会社がやるべきことで、こちらでは何とも言えませんが、やはり保守点検しないで、壊れたらそれは会社の責任になるので、そのような指導をしていきます。特にこのようなポンプとかは、温泉が止まれば終わりで

すし、報告書を出してもらう等チェックするのは必要かと言え指定管理全体に考えて、きめ細やかに村もしなければいけないという反省はしています。

広瀬直照 また決算特別委員会で、報告書に上げる必要があれば上げていきたいと思ひます。

■令和6年度丹波山村介護保険特別会計補正予算（第1回）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれに3万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億684万2千円とするものです。

地域支援事業交付金償還金の補正です。

質疑応答ありません。

■令和5年度丹波山村一般会計歳入歳出決算認定から令和5年度丹波山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定までの11会計の決算認定。

令和5年度決算における決算審査結果報告（全文）

決算審査特別委員会

委員長 守屋 旭
委員 広瀬直照
委員 酒井隆幸
委員 白木昭一
決算審査報告（全文）

■丹波山村固定資産評価審査委員会委員の選任
安藤敬司さんが引き続き選任されました。

■丹波山村教育委員会委員の任命
船木努さんが引き続き任命されました。

■住民利便性確保と地方創生推進に関する郵便局（ゆうちょ銀行）利活用促進決議の提出
提出議員 守屋保志

■加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出
提出議員 酒井隆幸

提出先 衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 文部科学大臣 財務大臣 総務大臣

決算認定

令和5年度の決算がまとまり、村監査委員による決算監査を経て9月定例会に提出され認定されました。

一般会計決算

歳入 15億2,441万7千円
歳出 14億9,344万3千円

一般会計の歳入総額は15億2,441万7千円(令和4年度は23億5,313万1千円)、歳出総額は14億9,344万3千円(令和4年度は23億2,126万1千円)差引額は3,097万4千円(令和4年度は3,187万円)でした。

なお、令和6年度に繰り越される576万8千円を差し引くと実質収支は2,521万6千円です。

令和5年度決算における決算審査結果

皆さんこんにちは、代表監査委員の坂本五一です。

令和5年度決算における決算審査結果の詳細につきましては、皆様のお手元に配付した資料の通りでございます。

本日は、決算審査結果の中から、特に重要な事業についての指摘事項を抜粋しご報告いたします。

● 公金公物取り扱いに関する指摘事項

令和4年度決算監査において指摘した公金公物取り扱いに関する不適正な処理については、勧告書等で指摘したにも関わらず再発防止策の未策定や地方公務員法を順守した改善策が取られなかった結果、村民からの信頼を失墜する重大な事件へと発

展し、最悪の事態を招いてしまった。監査委員会としては、指摘が生かされず誠に遺憾である。村当局は大いに反省すべきであり、早急に再発防止策を設定し、全職員に徹底した研修等を実施し再発防止に努めるべきである。今後は地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果の措置および対応のスケジュールについて必ず文書化し、報告するよう指摘すると同時に、村民への信頼回復が急務であることを付け加える。

● 総務費指摘事項

協力隊使用事務所で全室賃貸借する必要性の説明については、到底理解することはできない。これまで全室の使用実績は無く、適正かつ効率的な運用がされているという明確な説明がない。また、使用上のルールについても明文化されておらず、

口頭での注意喚起にとどまり、契約書の第6、7条で定められている財産管理の条項の履行を妨げる恐れがある。令和6年度も継続されているのであれば、以上のことを鑑み、今後は庁舎をはじめ、村の公共施設の有効活用を図り、当該施設の契約は解除すべきと考える。さらに当該事務所用の日報、月報および年間報告書を作成し、同時に費用対効果を検証し報告することを求める。

● 地方創生事業の指摘事項

昨年に引き続き検証作業に関しては、外部有識者が委員として加わり、各事業の効果や内容について、的確な指摘がなされている。指摘に沿った改善を図るとともに、村民に対しては費用対効果を示した上で、高額な事業費について理解していただくよう努力されたい。また、交付金期間が終了した事業に対しては、本来の目的である地方創生に向け継続していくことを強く望むとともに、委託事業者との連携の強化を求める。さらに、交付期間終了後の事業継続については、申請時における事業者との意思確認を徹底すること。

令和5年度末の一般会計基金残高は約13億9,000万円であった。令和5年度は、一時的な資金不足により財政調整基金から9,122万4千円。公共施設整備基金から5,000万円。減債基金から8,321万2千円。庁舎整備基金から1,680万円。計2億8,123万6千円を支出に充当し、予算を執行した。しかし最終の基金の取り崩しは、財政調整基金1,000万円。公共施設整備基金5,000万円。庁舎整備基金1,680万円の合計7,680万円で決算したことを確認した。歳出の抑制を進めるとともに、補助事業等を取り取り入れることにより財源を確保し、基金の取り崩しが減少するよう努めること。今後とも予算編成にあたっては、決算額をベースに予算編成を行うことを基本とし、村の財政状況を見通した予算編成に努めていただきたい。以上をもって決算審査結果の報告といたします。

令和6年9月10日

代表監査委員 坂本五一
監査委員 守屋保志

決算審査特別委員会 審査報告書

私達、決算審査特別委員会は、村民に付託され議会議員に選出されたことを念頭に置き、公正公平な審査を心掛けて、予算執行の結果を確認、検証すること、で、予算効果と行政効果を客観的に判断し、村長や会計管理者に対する事前統制と事前監視の役割を果たし、住民に対し実態を知らせ、理解と納得を得る

ことで、財政民主化を徹底する意義を十分に理解した上で、決算の審査に臨んだことを申し述べ、令和5年度決算審査特別委員会の審査結果について、ご報告いたします。

令和6年9月議会で村長から提出されました、議案第45号令和5年度丹波山村一般会計歳入歳出決算認定から、議案第55号の令和5年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定までの11会計の決算審査を、議長から指名された4人の委員が、9月12日に役場大会議室において決算審査を実施しました。

今回も昨年同様、委員が各課長への聞き取りを行う形で、実施し、未納額、不用額、事業実施状況など詳細な説明を受ける形で審査をした結果を各決算別に述べます。

一般会計歳入歳出について

■ 歳入

● 村税の収納について、時効を迎える過去の年度の税金から、税金から徴収を進めること。滞納額が増加している中で、全職員での対応、納税者に口座引き落としのお願いをするともに県の滞納整理機構を活用する、活用することも検討してもらいたい。また、担当者はわからないことをそのままにせず、前担当者に確認をし、課長にも必ず協力してもらい、滞納整理を進めていくことを求める。担当者が

令和5年度 一般会計決算概要

■歳入 (単位：円)

村税	42,493,202
地方譲与税	9,087,758
利子割交付金	16,000
配当割交付金	296,000
株式等譲渡所得割交付金	343,000
法人事業税交付金	1,237,000
地方消費税交付金	13,375,000
環境性能割交付金	570,000
地方特例交付金	0
地方交付税	895,189,000
分担金及び負担金	1,890,580
使用料及び手数料	23,567,345
国庫支出金	63,039,605
県支出金	21,324,298
財産収入	1,819,992
寄附金	170,602,900
繰入金	76,800,000
繰越金	31,870,491
諸収入	133,367,583
村債	37,527,000
歳入合計	1,524,416,754

■歳出 (単位：円)

議会費	22,741,051
総務費	503,586,975
民生費	191,703,278
衛生費	76,803,991
農林水産業費	61,602,693
商工費	80,284,895
土木費	191,917,645
消防費	70,179,981
教育費	115,016,755
災害復旧費	0
公債費	176,086,949
諸支出金	3,519,014
予備費	0
歳出合計	1,493,443,227

主な歳出

新庁舎管理費	1,565万円
地域おこし協力隊費	7,287万円
地方創生推進交付金事業	2,715万円
地方創生臨時交付金事業	1,786万円
社会福祉協議会事業費	2,464万円
介護保険繰入金	2,276万円
障害者自立支援給付事業費	2,684万円
簡易水道事業繰入金	2,859万円
温泉事業繰入金	4,820万円
下水道事業繰入金	1億2,835万円
公営住宅管理費	2,148万円
常備消防運営事業費	4,777万円
起債元利償還	1億7,608万円

人事異動で代わる場合にも、事務事業一覧表などを作成し、必ず引き継ぎを行うことを求める。

●住宅使用料の滞納については、しっかりとした返済計画を立て、徴収を行うなど、職員の努力により、滞納額が順調に減少している。引き続きの努力を求める。

■歳出

●総務費

村が契約している土地建物については、契約更新時に使用料や用途の適正、用途が適正であるか、見直しすることを求める。

地方創生事業に関しては各事業の内容や効果の説明を、村民にもわかりやすく理解してもらえ、資料作成を求める。

●商工費

指定管理者から保守メンテナンスなどの報告書を提出してもらい、村でも状況を把握するよう努めていただきたい。

●教育費

教育大綱作成にあたり、会議などで議論を行い、できるだけ多くの人の意見を取り入れていただきたい。

●特別会計歳入歳出について

●国民健康保険特別会計事業勘定

滞納額が昨年より増加している、100%の徴収を目指し努力するとともに、管理体制の強化を図っていただきたい。

●簡易水道事業特別会計

水道料についてはしっかりと台帳を整備し、徴収に努力していただきたい。水源の里保健休場の経営については指定管理なども視野に入れた上で、今後の管理運営に取り組みを求める。気候変動に対応できるよう、近隣の施設を研究し、管理運営に取り組みを求める。

●教育奨励資金特別会計

奨励金の償還に関して、職員の努力の結果、令和6年度中に滞納が解消される見込みであることを確認した。今後も滞納が発生しないよう努めることを望む。

●特定環境保全公共下水道事業特別会計

下水道使用料についてはしっかりと台帳整備し、徴収に努力していただきたい。

●令和5年度決算における基金運用状況審査結果

最終基金の取り崩しは合計7680万円であったため、歳入歳出のバランスを確認しながら、予算執行に当たっては、歳出の抑制を進めるとともに、補助事業などを取り入れることにより、基金の取り崩しが減少するよう努めていただきたい。

●全体の指摘事項

令和4年度決算審査の指摘が

令和5年度 特別会計決算概要

(単位：円)

会 計 名	歳 入	歳 出
国民健康保険事業勘定	120,872,734	115,096,787
国民健康保険直診勘定	68,709,388	68,541,339
簡易水道事業	30,132,506	30,132,506
教育奨励資金	4,251,941	300,000
水源の里保健休養施設事業	16,034,043	15,877,017
特定環境保全公共下水道事業	133,257,685	133,257,685
有線テレビ放送施設事業	25,607,364	11,308,118
介護保険	132,820,539	115,790,013
温泉事業	49,213,757	49,090,970
介護サービス事業	855,837	0
後期高齢者医療	12,516,510	11,083,257
合 計	594,272,304	550,477,692

生かされず、村民の信頼を失う重大な事件になってしまったことは大変残念である。再発防止のためマニュアルなどを再度確認し、研修などを行い、職員全体の資質の向上に努めていただきたい。

以上、指摘事項を付し11会計

全ての決算が適正処理されていることを全会一致で確認し、決算を認定したことを丹波山村議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

令和6年9月13日

丹波山村決算特別委員会
委員長 守屋 旭

9月 一般質問

守屋旭議員

議会への多様な人材参画の

課題と対策について

さらに議員になり、地域に貢献しようと志した人でも、昔ながらの旧来的な議会環境と議員像にも問題があると考えます。これに低額な議員報酬等も加えたら、やりがい、環境、待遇の3条件が原因と考えています。

守屋旭 議会環境と議会像に問題があるとの答弁で、具体的にどのような問題があるのか伺います。

守屋旭 丹波山村では、議員のなり手不足の課題として、何が原因で起きているのか村長の見解を伺います。

村長 基本的にはここ2回は選挙になっているので、なり手不足というイメージは湧かないかもしれませんが、ただこの2回の前は定数が8人で、2回とも同じメンバーでの選挙となっているところからすると、なり手不足の事実もあるものと考えられます。何が原因でという私の見解ですが、一つには、人口減少もありますが議員活動に対して魅力を感じることができないのだと思います。議会の役割と議員のやりがい、住民の間では十分に理解されず、議員を志す人たちの動機付けとして機能しにくくなってきたと思います。

高いとか色々な意見があると思います。

守屋旭 議員のなり手不足の要因として、立候補環境、時間的な要因、経済的な要因などが考えられますが村長の見解を伺います。

村長 立候補環境については選挙です。なり手がいないイコール選挙にはならないのですが、なり手が多くなるということは選挙になり、選挙となれば、落選のリスクなどハードルが高く

なり、簡単な思いでは立候補では向かないと考えます。このことは私も含め議員の皆様が痛感していると思います。時間的な要因としては、議会議員が本業であって決して副業ではないこと、それぞれに仕事があったとしても、議員活動を優先でやっていたことが根本です。その活動があつて初めて経済的な要因と繋がっていくと考えます。どちらかが先に論争になっていきますが、議員報酬が少な

いから違う仕事や収入がなければ生活できない。基本的に議員は年4回の開催などで時間的余裕があるため、他の仕事が優先になってしまふ。では、報酬を上げた場合、村民優先の議会活動に専念できるかなど難しいところだと思います。今の時代、議員報酬を見れば、経済的には不足していると考えます。ただ、それに見合った活動や考え方を持って皆さんに付託した住民に納得してもらふことが必要であると考えます。

守屋旭 議会に対して住民に理解してもらうためには、住民参加の取り組みの充実や情報発信の充実などが挙げられますが、村長の見解を伺います。

村長 まず議員の皆様を上げるのが第一だと考えます。これは我々、執行部側にも言えることです。この村に住んでいる人たちの安心安全な暮らしを守ることを優先に、我々、公務員となる役場職員や議会議員の一人ひとりが、奉仕者として活動することは当然のことです。そのためには日々勉強し、個々に資質を上げていくことで住民が私達の立場を理解してくれることになると思います。定例議会を放映しているだけで、質問や意見に、意見する側と受ける側の構造を見ているだけでは理解を得るところか遠のいていく感が見受けられます。定例会以外の場所で、議会の使命である政策の最終決定と監視だけに捉われず、付託を受けている住民だけでなく、全ての住民が安心して暮らせる村づくりへの活動を日々行うことで、住民の理解が深まっていくと考えます。

守屋旭 議会における多様性の確保は、住民がより議会に参画しやすくなるように、様々な環境を整備する必要性があります。村長の見解を伺います。

村長 全国的に多様性の確保が課題となっています。丹波山村も、年齢層はある程度確保されていると思われれますが、女性の参画などまだまだ課題も多いと思います。それにはなり手不足を解消する方策を進めていくことが必要と考えます。議員数を6人にしたという弊害もあるのかなと感じます。多様性の確保には数がいないとベテランもいれば若者もいる。男性女性など幅広く、それらの役割を確保するためには、定数が少なくなる

偏ってしまうことも懸念されます。議会の環境を整備すること
も必要ですが、これらの問題を
解決する近道は、今ここにおら
れる議員の皆様一人ひとりが自
覚を持って活動していくことだ
と考えています。

守屋旭 村長、村執行部の皆様、
我々議員が一生懸命活動してい
る部分をビデオとしても伝わら
ない部分があります、村長、
村執行部の協力のもと、色々

なことをしていくためには、一
番何が必要なのか伺います。

村長 よく言われるのは両輪で
す。村の執行部と議会が両輪に
なつて村の為にやることで目
立ってきて、当然みんな見てく
ると思います。どうしてもこ
の世は与党、野党という感じ
で、それはしょうがないと思ひ
ます。質問等色々意見を交わし
た先に最後きちんと同じ向きで
向けば、村民が見ていれば自ら

解かつてくれると思います。ま
た先日中野区と協定に結びまし
た。どうしても私が一緒に写真
に写つて村長やつてるじゃない
かと世間は思うけど、でもその
裏には色々な職員、議員の皆様
等の活動でやっていることはた
くさんあります。我々は村民を
見てやつているという事を村民
に見せるための協力が、必要と
考えます。

我々議員がしっかりと判断をし
ていかないと、もちろん人間で
すから我々議員も村の執行部も
間違い、失敗はあります。だけ
どそのような部分の調整をどん
どんしていく必要があると私自
身は思いますので、ぜひ協力的
にだきたいと思ひます。村長も
先ほど協力していかなければと
言われ、また違う機会に色々な
ことを模索しながら話をしてい
ければと思っておりますが、そ

の辺のお考えを伺います。
村長 そのとおりで、うちほど
んどん協議の場を増やしていけ
ばありがたいです。今のこの答
弁の往復が、多分、村民が見れ
ば意外に安心する感じと思ひま
す。職員も肩の力抜けていると
思ひます。そういう話を前向き
にしていくこともこの村の為の
なる一つ場と考えます。

情報公表の

あり方について

守屋保志議員

守屋保志 地方自治体が法令
および条例等に基づき公表す
る情報について、どのようなも
のがあるのか伺います。

村長 村が定めるそれぞれの
条例規則規定等の中で、公表
または公開すべきものは定め
られています。またそれ以外に
も、村の保有する情報の中から
必ず公表しなければならぬ

情報もあります。どのようなも
のかは、村の重要な基本計画、
財政情報、職員や組織の情報、
定められた会議等の情報が多
くあります。

守屋保志 情報の公表方法に
ついて条例および規則等で定
められているのか伺います。

村長 基本は丹波山村公告式
条例に則っています。これは丹
波山村では庁舎前、旧庁舎前、
鴨沢の3ヶ所で掲示すること

になつています。また条例で定
められたものの以外にも、村が可
能な限り公表に努めていく情
報を含め、村のホームページや
広報等で公表しています。

守屋保志 公表のタイミング
をどのように判断しているの
か伺います。

村長 条例等で定められてい
る期限があるものにはそれま
でに、その他のものはできる限
り速やかに公表するものだと
考えております。

守屋保志 色々条例で定めら
れているものは財政状況、条例
の制定、改正、規則の制定、改
正、議会の議事録、行政の計画、

監査報告、住民への通知や発信
は公表が必要です。そのような
ことが条例、法令には定められ
ています。住民の知る権利を保
障し、行政の透明性を高めるた
めには、法令および条例等で定
められた様々な情報がありま
す。また、情報の公表方法につ
いても丹波山村公告式条例お
よび公告式規則に定められて
います。丹波山村の規則に、旧
庁舎、庁舎前、鴨沢の三つの掲
示板が規則で定められていま
す。

地方自治体が法令および条
例等に基づき公表する情報に
ついて、例を一つご紹介をし

すと、丹波山村財政事情の作成
および公表に関する条例、昭和
41年3月30日条例第3号があ
ります。この条例の公表方法の
第4条には、財政事情の公表
は、公告式によりこれを行うと
書かれています。この条文の解
釈について説明願ひます。

村長 財政状況は認識不足な
ところもあると思ひますが、
基本的にはホームページ、広報
に毎年載っていると認ひます。
それは皆さんに示さなければ
いけないということで、規則に
載っている掲示板、ホームペー

守屋保志 この公告式条例と

公告式規則が、古い時代に制定とか改正されたもので、ほとんど全国でそういったものについては、ホームページで細かく見れるようになっていきます。職員の給料とかも全て閲覧できるような、村民の知る権利を保障するためにきちんとやっていることが見て取れます。

そこで、丹波山村の公告式条例および公告式規則は、昭和46年4月26日に改正されたのとことです。パソコンが普及し始めたのは1995年で、当時はホームページがありません。古い時代に改正された条例や規則に従い、公表することは、時代にそぐわないことであり、住民のニーズに応えることは到底かないません。だから全ての自治体が、ほとんどホームページに、あらゆる情報を発信、公表されていると理解をしています。しかし、現状この村の条例や規則においては、ホームページ等で掲載するか否か、判断は不特定です。皆さん公務員は条例とか規則に従って仕事をしていて、特定できないものもありますから、私は特定する必要がありますかと思えます。だから、情報社会に見合うその仕組みを確立

するためにも、公表方法が公告式と定められている条例や丹波山村公告式規則に、村のホームページ等に掲載する旨の条文を付け加えるなどの一部改正をすべきと思いますが、村長の見解を伺います。

村長 公告式条例に則ってやっていますが、それを例えば、今言う防災無線のタブレットに貼り付けてもいいわけです。確かに昭和46年と古いので、今後、条例及びその公告に対して調べて、皆さんに直で別に見てもらっても構わないことなので考えていきます。

守屋保志 村へ条例および規則の改正をお願いした件は、やはり我々村議会にもきちんと精査したり、古い条例も多々ありますから、改廃の手続きとか、必要不要の有無、一部改正等を議会でも議論する必要があると考えます。委員会の付託する手続きを嶋崎議長に申し出ますので、またこの定例会の期間の間に、皆さんに諮っていたとき、委員会付託のご配慮お願いします。

丹波山村のホームページを開きますと、トップページから行政ガイドをタップします。する

と法令や条例等で公表が定められている情報はもちろんのこと、暮らしから観光に至るまでの多くの情報が掲載されています。他の自治体と見比べても、全然見劣りがつかないと思います。公正公平にやられていると私は感じました。村も住民の知る権利を保障して、行政の透明性を図るために最大限の努力をなされていることは、十分それを見て理解できます。そして広く住民に周知することができ

方法として、ホームページを活用し、情報の公表に取り組んでいる。山梨県も素晴らしいホームページで、情報発信にはすぐく力を入れていて、あらゆる情報がそこで公表されます。財政状況なども、何年も前の状況が、非常に整理されており、また、各監査の情報も細かいところの監査まで全てがPDFに処理されて、住民が見たい欲しい情報を必ずそこで見られるような仕組みになっています。インターネットの普及で、全国各地でちゃんと整理されて、住民に對しての配慮と思っています。

木下村長が先の定例会でおっしゃられたように必要な情報は、必ず届ける考えのもと、ホー

ムページ上で情報化をして、見える化を推進していくと発言していたので、これから途切れることがないようにお願いを村長の所見を伺います。

村長 私も県のホームページはもちろん、色々な市町村のページを勉強のために見ていますが、まだまだうちのホームページは見にくいところもあります。情報を公表とか、色々なことで職員に努力してもらっていますが、まだまだうちとしては足りない進みが遅いです。その辺を踏まえ、まずホームページを見やすくしたいという思いが今あります。皆さんに隠すことなく全部、村民に教えたいというのはホームページだと思うので、使ってくれる高齢者等まだ認知率は少ないかもしれないですけど、タブレットに載せればみんな見れる状況です。その辺を踏まえ、その先のことも考えています。タブレットで村民全員がインターネットで見れるぐらいの環境はできないものの、そこにはやはりネット環境という予算の大きな課題とかあります。そのようなことを調べながら、本当に隠すことが無

い、全部出せるものは出していかうと考えています。逆に先ほどお願いした、例規集で確かに古い条例が多くあります。もう時代にそぐわない条例等読めばありますので、議員の皆さんも時間がありましたら読んでいただき、気付いた点等を教えてもらえれば助かります。

丹波山村就学就労 応援基金条例を可決!

村 議 会

令和6年
12月定例会

12月定例議会は12月6日に開会し、同日閉会しました。
審議した案件は報告1件、条例等2件、村道路線認定1件、
補正予算5件の合計9件が提出され、原案のとおり可決い
たしました。審議内容を要約してお伝えします。

■令和6年度丹波山村一般会計 補正予算(第3回)の専決処分 の承認

歳入歳出予算の総額に歳入歳
出それぞれに948万5千円を
追加し、総額を17億9751万
5千円とするものです。

衆議院議員選挙費及び観光看
板設置委託の補正です。

質疑応答

酒井隆幸 観光看板の設置場所
の詳細を伺います。

地域創造課長 観光看板の設置
予定場所は、丹波山村役場、道
の駅、村営釣り場、鴨沢駐車場
の4ヶ所を予定しています。

酒井隆幸 観光看板設置委託料
が700万で高額な予算をつけ
られていて、歳入で施設整備補助
金350万とありますが、この
設置に充当するのか、残りはど
こから資金を出すのか、伺いま
す。

地域創造課長 予算の内訳は、
県の観光振興施設整備補助金と
して予算上は350万というこ
とで、2分の1を財源として予
定しています。残りの2分の1
は、過疎対策事業債を充てる予
定です。あと、予算上700万
円計上しましたが、実際の事業
執行に当たり、もう少し事業費
が下がる予定です。

酒井隆幸 新しく看板を設置す
ることと、以前からある古
い看板がかなり設置されている
と思いますが、それらは今後ど
うのような対応をしていくか伺
います。

地域創造課長 古い、既存の看
板は、撤去する方向で検討をし
つつ、もし補助金の枠が使える
ようであれば中身だけ入れ替え
たり等、そのようなことも含め
て、今後考えていきたいと思っ
ています。

白木昭一 観光看板を設置する
際のデザインはどのようにお考
えか伺います。

地域創造課長 看板の内容は、
部分的な案内というよりは、村
の全体で「道の駅はこの辺にあ
ります」とか「村営釣り場はこ
の辺にあります」という全体的
な位置図の案内というのをイ
メージしています。

■丹波山村職員給与条例の一部 を改正する条例について

令和6年度人事院勧告に基づ
く給与条例の一部改正です。
質疑応答ありません。

■丹波山村就学就労応援基金条 例の制定について

令和6年度から中学校卒業生
の就学就労を応援していくため
の条例制定です。

質疑応答

広瀬直照 村長が以前から子ど
もたちに何か支援したいといく
つか考えていた中で、この制度
を選ばれた理由を伺います。

村長 中学から高校に進学する
時、親が相当な負担をしている
と思います。アパートを見つけ
たり送ったり、自転車を購入し
たり。そのことを踏まえると、少
子化対策というののもあって、村
外から来てもらう時に、丹波山
村で子どもが産まれ、育てて、卒
業する時にはさらに育てやすい
環境にしたい思いがこの案で、
進学または就職等卒業後が一番
大変な時期ですのでこの制度を
考えています。また子育て施策
に村独特のことを考えたい思い
もあり今回条例に上げました。

■丹波山村道路線認定の件につ いて

国道411号線落滝橋架け替
え工事事業完了に伴い、道路区
域が変更されることに合わせ、
山梨県からの道路移管により村
道として管理を行う必要がある
ための認定です。

質疑応答

守屋保志 この2路線は、面積
が広く感じますが、今後何か使
い道等考えていますか。

村長 この2路線は、下水管が
入っているため、あの道を潰す
ことはできません。ただ橋を取
り外すとのことで、危ないので、
柵を設置し入れないようにしよ
うと思います。駐車場にするに
しても、危険なので、現時点で
は特に予定はないです。

守屋保志 下水道が通っている
とのことで、その管に支障をき
たすといけないため、上の部分
は開けておくような格好で、何
かに使うことはできないとの理
解でよろしいですか。

村長 基本的にはその予定でい
ます。

■令和6年度丹波山村一般会計 補正予算(第4回)

歳入歳出予算の総額に歳入歳
出それぞれに502万1千円を
減額し、総額を17億9249万
4千円とするものです。

詳細別表

質疑応答

広瀬直照 物価高騰対策交付金
分委託料95万の詳細な説明を願
います。

住民生活課長 本交付金は、18
歳未満の児童がいる子育て世帯
に児童1名につき2万円ぐら
いの交付金を、委託料の予算措置
から予算の組み替えにより現金
給付で行いたいと考えていま
す。暮れから年明けにかけて申
請書を該当世帯にお配りし、振
り込み口座等の確認を行った上
で支給を予定しています。

広瀬直照 対象者は18歳未満の
児童とお答えしたと思いますが、
私の中では児童は小学校までの
イメージあり、0歳から6歳は
対象にならないのか伺います。

住民生活課長 0歳児から18歳
未満のお子様を対象になりま
す。

が、具体的な施設名と、修繕の内容等分かりましたら説明願います。

総務課長 コミュニティサロンの修繕、商工会事務所の雨漏りの修繕等当村所有の建物の修繕費が当初の予定以上にかかってしまい、3月までありますので、修繕が必要な場合に備えて予算を計上しました。ただ1ヶ所今、奥秋地区の空き家を改修していますが、この100万円を充てたいと思っています。

守屋保志 奥秋地区の空き家と今出しましたが、この場所が分からないので、村で購入したものなのか否かも含めてお答えください。

総務課長 奥秋の守屋孝夫様の家を借りる契約を結んでいます。

守屋保志 賃借して定住促進の住宅として使うとのこと、100万円ぐらいで全部改修できますか。

総務課長 最低限の修理をしているため、100万円までかからないで、具合の悪いトイレを修理しています。

酒井隆幸 登山道看板整備は、どここの看板を整備するのかと、どの財源を使うのか伺います。

地域創造課長 雲取登山道を中心的に考えていますが、具体的な場所はまだ未定です。看板や道標の破損部分とか、劣化しているものを修繕して設置したいと考えています。財源は、今ク

ラウドファンディングで、この事業に関して寄附を募っていて、それを財源として使用したいと考えています。

酒井隆幸 雲取周辺という形で、私もたまに山へ行きますが、丹波天平とか高尾天平など色々な場所の看板壊れている箇所があります。以前、東京マラソンの予算で結構良い看板を作りましたが、それも折れていたりするところが多々ありますので、実情も全部把握した上で、どこが一番優先になるか決めて直していただければと思います。

守屋保志 今の関連で、クラウドファンディングのホームページを見ると、雲取山の登山環境整備を目的としたと謳われています。その中に道標とか登山道を直してるところ等があつて、施工の時期が3月から4月と書かれています。その説明のとおり、3月から4月に重点的に行う理解でよろしいか伺います。

地域創造課長 看板そのものの作成は今年度内に行いたいと思っていますが、設置は4月以降に繰り越す可能性があり、繰り越すことは可能ですので、年度繰り越でも実施したいと考えています。

村長 看板もですけど、特に道の整備となるとサヲラ付近の登山道とか、この冬の時期にどうしても荒れるので、秋とかに整備してもいいですが、そのようなこともありますから、また春

一般会計補正予算第4回の内訳

主な歳入 (単位：千円)

区 分	補 正 額	主 な 内 容
国庫支出金	1,262	子どものための教育・保育給付費国庫負担金 262 物価高騰対策・子育て世帯応援臨時交付金 1,000
県 支 出 金	131	山梨県子どものための教育・保育給付費補助金
繰 入 金	18,318	財政調整基金
村 債	△ 24,732	村の借入金
計	△ 5,021	

主な歳出 (単位：千円)

区 分	補 正 額	主 な 内 容
総 務 費	4,518	人件費 1,612 有線テレビ放送施設事業特別会計繰出金 554 村管理施設修繕費 1,000 鴨沢街路灯修繕費 800
民 生 費	7,873	特別会計(国保等)繰出金 1,082 人件費 3,926 物価高騰対策・子育て世帯応援臨時交付金事業 1,000 過年度交付金返還金 815 保育所管理費 委託料 1,050
衛 生 費	246	人件費
農林水産業費	△ 1,655	人件費 △ 1,718
商 工 費	7,000	登山道看板整備修繕費 3,000 水源の里保健休養施設事業特別会計繰出金 4,000
土 木 費	△ 28,472	人件費 1,061 除雪対策費 委託料 1,600 空き家対策事業費 △ 31,133
消 防 費	265	消防団消耗品費 250
教 育 費	5,204	人件費 1,982 丹波山村就学就労応援費 1,000 小学校管理費 1,330 中学校管理費 592 学校給食費 300
計	△ 5,021	

に向けてというところもあります。あとこのクラウドファンディングのはまだ続いているのでそれも踏まえてです。

守屋保志 クラウドファンディングは非常に伸びが良くて今日標額の150%以上寄附されていると思います。あの書き方だと、私もクラウドファンディングで雲取山限定と捉えられま

す。今、酒井議員や村長が言ったように、雲取山の他にも使っても構わないのかということが一点と、雲取山の登山環境や登山客に密接に関係されている七ツ石小屋や三条の湯等の連携が非常に重要だと思ひ、事業を成功させるために欠かせない存在

と考えますが、そのようなところとの連携は取れているのか伺います。

村長 この事業は雲取山ファンとかいっているので、やはりあのおりとするべきと思われます。七ツ石小屋も独自で看板とか作っているのもあります。三条小屋も指定管理で新しくなるのでその辺の連携と、ヤママップさんも関わっていてそのような連携はできると思いますが、確認はまだしてないですが、そういう方向でいきたいとは思っています。

守屋保志 もう12月ですので、そういった業者さんと連携を早く取っていただいて、その人た

ちが一番登山客と接していますし、どこが悪いとか、この道標で迷ったとか、道標に座標を持たせなければいけないとか、そういう人たちと警察と消防と連携をし、登山客が安心して観光や登山を楽しめることも考えながら、役場の主導で、詳しい人たちと連携をとっていただくようお願いしますがいかがでしょうか。

村長 予算を執行するっていうのはうちですけど、我々、山については素人なので、専門家、山小屋の人たち、登山関係の人たち、警察消防等々の意見をまとめて、山の安全をというその思いを繋いでいかなければいけないと思います。そのことは重々

承知してしますので今後詰めていきます。

守屋保志 空き家対策事業費3113万3千円の減額補正は、全員協議会の説明では前年度のテレワーク事業のKPIが低すぎたために、申請する前に審査で外されたとの説明でしたが、審査でいつ頃外されたのか。申請前だから去年の12月になるのか等伺います。

村長 事前相談があつて、そこで指摘を受けたとのことなので時期は3月かその辺のことだと思います。詳しい内容を把握しておらず申し訳ありませんが、担当に聞けばすぐわかります。

守屋保志 当初予算後だと説明で言いましたが、なぜ12月の今になって減額補正したのか、その当時わかつていれば、6月とか9月の定例会で補正すればよかったのはと思いますが、その辺の理由を伺います。

村長 確かに6月の時点で分かっていました。それで、計画としてはスジですけど、ちょうど4月から5月頃、堀内先生が2拠点整備も担当していて、町村長の前で説明された際、国の方で別の2拠点整備をちょうど国会へ上げるところでした。それで成立が秋でしたので、早く進めればこの事業に載せられるかなと思いましたが、山梨県はまだやっていないとのことで間に合わないことになって、ここで減額するという形です。

守屋保志 その時点で予算が不用額になるときは、一番近い定例会で減額すべきだと思いますけども、今後は理由があるのであれば、予算を通した議会に対して定例会等で村長からそのような詳しい説明を願いたいと思います。

■令和6年度丹波山村国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第2回・直診勘定第2回）

事業勘定は歳入歳出支出予算の総額に歳入歳出それぞれに386万4千円を追加し、総額を1億3318万9千円とするものです。

直診勘定は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれに68万2千円を追加し、総額を7815万8千円とするものです。

事業勘定は人件費及び国保事業納付金等の補正です。

直診勘定は給与表改定に伴う人件費の補正です。

質疑応答なし

■令和6年度丹波山村水源の里保健休養施設事業特別会計補正予算（第2回）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれに400万円を追加し、総額を2659万円とするものです。

村営つり場井戸掘削事業の補正です。

質疑応答

守屋保志 9月の定例会で議論

した井戸の建設が早々に実施されることで非常に明るい話題であり、また関係者は非常に喜んでいと思います。施工場所と規模的なものを教えてくださいます。

地域創造課長 井戸の掘削予定地は、つり場の受付をしている事務所の西側にお客様の飲食スペースがありますが、その場所から川に近い北側の方のスペースに井戸を掘削する予定です。川が近いということもあり、ある程度掘れば水は出るとのことで業者から聞いていて、掘ってみたいと深さはわかりませんが、今回事業費ベースでいきますと20mまでは掘削できる規模になっています。

守屋保志 マスを焼く場所の北側で、池より下流側になると思いますが、それをポンプか何かで池の上流側に運ぶ認識でよろしいですか。

地域創造課長 おっしゃるとおり、ポンプでそれを吸い上げてパイプを使って生けすの方に放流することになります。

守屋保志 この井戸を掘られて水が出て工事が完了したと同時に、それが上流側に行つて流れ、延々と繰り返される。川の水は今後一切呼び込まないという理解でいいのかと、水道が災害のときに非常用の飲み水として兼用できるのかを伺います。

村長 本来は水車付近に掘ってもらえば、ただ水を落とすだけでいいと思つたのですが、今

調べてもらっている業者は、そこだと掘削する機械が入らないということと、その場所が一番いいのではとのこととです。

あと、飲み水に使えるかというのは微妙なところで、その辺は水道法とかありますが、以前調査会社で調査してもらったら、マリコの方面で掘削すると、鉱泉が出て飲み水には適さない

と、本当に使える水が出るのはそこから上流という話です。だから、ゆくゆく井戸からの安定した綺麗な水を取るのであれば、こちら側に掘るしかないという結果も数年前から出ています。ただ、それをどう上までポンプアップするか予算のことも考えなければいけないし、水道法の許可等もあるので、今後掘って出たときにどのくらい出るかというのは話したいと思っています。

酒井隆幸 下の方に井戸掘ることですが、この予算は井戸を掘る予算だけで、ポンプの予算、あとは吸い上げる予算等の見積もりは出ていますか。

地域創造課長 詳細の内訳が今出せませんが、ポンプを入れて、掘削をして水をその生けすに放流するところまでの金額で予算計上しました。

酒井隆幸 業者的には今、話をしている業者1社しかないのですか。他の業者なら違う場所の掘削の可能性もあるとは思いますが、他の業者も当たりま

したか。

村長 これまで丹波山で実績を上げていた、業者に色々調べてもらっています。多分、それやはり時間等もあつて、契約方法をどのようにするかは、この予算が可決されてから行いますが、どこでやっても一緒だと思います。

白木昭一 今鮎の養殖を行つている貝沢の水は、一番冷たいので、鮎の養殖には適さないと思はれますが、今でも第二源泉の水を捨てている状態なので、これから利用する考えはありますか。

村長 第二源泉の場合はこれまで色々やってきてなかなか答えが見つからないです。水が鮎に適するかは分からないのですが、今後、第二源泉も掘削して12年ぐらい経ち、そのままになっているので以前からも何度かそのような協議はしていますが、今、この場で答えるほどの進展はないです。

■令和6年度丹波山村有線テレビ放送施設事業特別会計補正予算（第1回）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれに55万4千円を追加し、総額を608万9千円とするものです。

鴨沢地区施設復旧修繕費の補正です。

質疑応答なし

令和6年度丹波山村介護保険 特別会計補正予算（第2回）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万9千円を追加し、総額を1億734万1千円とするものです。

給与表改定に伴う人件費の補

正です。

質疑応答なし

■「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書の提出

提出議員 酒井隆幸

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣

■女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

の提出

提出議員 守屋保志

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、内閣府特命大臣（男女共同参画）

■丹波山村国民健康保険診療所の勤務医確保に対する決議書の提出

提出議員 広瀬直照

12月 一般質問

守屋保志議員

守屋保志 診療所勤務医の退職理由について伺います。

村長 診療所勤務医の退職理由は、古屋氏は現在、村の正規職員という立場で、診療所の勤務に当たっています。正規職員の医師の定年は65歳となっています。それにより正規職員の立場が終わるという形になります。

守屋保志 次期診療所勤務医の採用について、現状並びに今後の見通しと、これまでの取り組み内容について詳細な説明を求めます。

村長 私が村長に就任して、昨年8月24日に古屋医師と総務課

診療所勤務医の退職と後継者探しの難航による無医村の危機について

長、住民生活課長4人で村長室で来年度以降の話をしました。そこで古屋医師の提案が令和7年度以降古屋医師が退職することにより、新しい次の後継者を連れてきますと、その時4日と言ったと私は記憶があります。でもその後継者たちが当然来てすぐにはできないから古屋医師と一緒に来ることに対し、それはいいことですとの話で、先生が退職するまでの間繋いでくれて後継者を指導しながら、次の人にバトンタッチすることに、「それをお願いします」と話はその後今年度に入りました。

その後今年度に入り、私は直接話をしていますが、古屋医師から来年度以降のことで総務課長、住民生活課長に連絡があり、課長からの報告では古屋医師は、「なんで連絡がないんだ、もし退職になれば次のこともあるから早く村の姿勢を示してほ

しい」と話があったそうです。

それは昨年8月24日に古屋医師にお願いしたからと私は思っていましたので、そちらを優先してください、私達もまた次のことから医師を探すという形で山梨県と相談しました。相談したらそれが県内の募集では難しいとのこと、色々なところで募集をかけようとしたらその情報を流しましたので、新聞記事に載ったというのが現在までの状況です。

守屋保志 無医村となることで、住民への負担など、どのようなことが想定されるのか伺います。

村長 無医村になる前提で話すのもおかしいのですが、無医村になった場合、一番困ると思われるのは緊急の時です。これまでの救急搬送が主となっていますが、判断できる医師がいるかないないかで負担はかなり変わっ

てきます。それで、糖尿病とか色々な定期的な診療もこれまで利用してきた皆さんにはそれ相応の負担はかかります。ただ、もし無医村になった場合、これまでも青梅方面や山梨方面へ専門医に通院している人は多いと思われませんが、その人達も含めて、無医村になれば当然お医者さんの予算を使っても、毎日の送迎も可能となります。その費用を考えれば通院時間がかかってしましますが家から病院、各病院の窓口までという送迎を村がバスを出すのか村民タクシーを利用して、それに村が補助金を出すのかというように、カバーをしていくしかないとか考えています。ただ、今後、全力を尽くして探すことはしていききたいと考えています。

守屋保志 新聞報道では、今年5月から後任医師の募集を始めたということですが、今まで村民に対し、村が直接的な説明をしなかった理由について伺います。

村長 古屋先生が基本的には昨年の8月から、そういう方向で

動いてくれていると思いますし、まだ来年どうなるかわからない状況は、内輪の問題なので特に村民に対しての話はしていない状況です。

守屋保志 定年ということで村民に説明するのはない判断と、私、今受け止めたんですが、その時点で見つからなければ、無医村になるということも当然想定して判断しなければいけないと私は思います。村民には自身の生命に直結する問題ですから、先の見えない大きな不安の中で、日々生活を送ってこられたと思います。村は、村民の不安を解消するためにも、村民に対して直接的な説明会を開き、説明責任を果たす義務が生じると考えますが、説明会を開催する予定はありますか。

村長 あくまでもそれは、4番議員の見解だけで無医村になる可能性はありますが、ならぬ可能性も当然あります。無医村になる前提で質問されているので、なる可能性が出てきたときは説明会とか当然します。ただ、募集の仕方はいっぱいあり、

現状では全国に募集までかけてないので、その辺も考えまして、もしそうなる可能性があれば、無医村にならないように持つていくのが我々の仕事で、なる場合で危険な状況になれば、当然村民に色々な情報は上げます。

守屋保志 12月で無医村になる可能性があると、実際に探していて、無いから新聞にあるような記事が出たのではないのでしょうか。そのようなことを私の見解というけれど、傍聴人が大勢来ているということ、無医村になる心配があるから皆さん来ているのではないですか。だから私は説明会を開催するべきだと思います。

無医村になった場合、学校医による児童生徒の健診および乳幼児健診の対応はどのように進めていくのか伺います。

村長 もし無医村になった場合の学校医は、近隣からお願いして来てもらいます。

守屋保志 無医村での各種予防接種について、どのような対応をするか伺います。

村長 今の私の予定では、当然近隣市町村や県の協力を得ます。

守屋保志 ここ数年、新型コロナウイルス感染症を初め、様々、感染症が流行している状況です。再び新たな感染症が拡大した場合、無医村となることで、村民への対応が懸念されることは必定であり、村民が大きな不安を抱えながら生活していかなければなら

りません。村民の生命を守るという観点から、行政はどのような対応を実施するのか伺います。

村長 同様に無医村になった場合は、近隣市町村、県からの協力援助をしてもらうしかないと考えています。

守屋保志 高齢者生活福祉センターを利用する高齢者の方々に、万が一の緊急対応は当然考えなければならぬと思います。無医村になった場合、どのように緊急対応するのか見解を伺います。

村長 同様で大月市消防署との連絡を密にします。

守屋保志 救急隊員も小菅村と丹波山村4ヶ月交代です。小菅村に行った場合、来るのに20分以上かかると思います。それだと緊急対応はできるのですか、医師がいなければ、緊急対応に遅れを取って、万が一、それが原因で不幸な結論になった場合どのように責任を取られますか。

村長 その場の責任はこの場で答える必要はないと思います。

守屋保志 無医村になることで、あらゆることを想定しなければいけないと思います。例えば蜂に刺されてアレルギーが起きた場合の救急対応、医師がいなければ即対応できません。そのような死に直結する問題も村長含めて今後、無医村になった場合のことを考える必要があることを付け加えます。

無医村の危機問題について

は、そもそも古屋先生の定年退職が要因であると考えます。定年退職については、前村長の岡部岳志氏をはじめ、当時の総務課長並びに住民課長と古屋先生の間で、無医村とならないよう、定年延長について合意が得られていたことを両当事者から確認しております。その内容は古屋先生が定年を延長し、最初は先生が週4日程度を勤務し、大学の後輩医師が週1日というような勤務体系を続け、2、3年のスパンをかけて、勤務体系の比率を徐々に大学の後輩医師へと移行し、70歳を目途に、先生が70歳を目途に後輩医師へ引き継ぐとの内容でした。その見解で間違いはありませんか。その当時、その場におられた総務課長に伺います。

後、昨年8月24日に新しく古屋先生と総務課長と住民課長と4人、新しい展開で、先ほど申し上げたことを古屋先生がやってくれるからお願いします、で終わって、それは私の政権での合意のため、しかも古屋先生から言われたことだからその事実が新しいことです。岡部前村長と話したのは事実かもしれませんが、古屋先生側から私は言われただけの話で、何の落ち度もない話です。

談した結果、定年退職はするが、代わりに自治医大の後輩医師を就任させ、慣れるまで週2日程度手伝いながら勤務するという合意を先生と取り付けていたとおっしゃいました。しかし、今年の春頃、古屋先生から総務課長と住民課長の両名に呼び出しがあり、役場からの話がないことを踏まえ、他の医療機関からオファーが来ているので、役場が方向性を決めてもらわないと困ると言われ、同時に勤務日数についても古屋先生が4日、後輩医師が1日と発言されたことに当初と話は食い違っているものの、古屋先生がいてもらっても構わないが、全村民を見れば、村の中に色々な背景があるので、先生が他へ行くのであれば、仕方がないことだから後継者を探すこととし、先生にはオファーを優先し、定年で退職していただくことに決め、そこから県の医務課とか、色々なところに相談を始めたとの説明でしたが、繰り返しになりますけれども、そのような内容の事実で間違いはないか伺います。

守屋保志 岡部岳志前村長が村政を担っているときは、今、課長が言ったように、古屋先生との合意により、無医村となる問題は解消されていたことが今の答弁で認識されると考えます。では、なぜここに来て無医村の危機が問題化したのでしょうか。それは木下村長と古屋先生との間で共通認識が図られていないことが原因ではないでしょうか。木下村長はどのように捉えていますか伺います。

村長 前の村長から引き継ぎも書き物もないです。あつたことは事実かもしれませんが、その

村長 言葉の中の多少のズレはありますけど、基本的にはそのような気です。

守屋保志 共通の認識があったと確認します。

では、木下村長の発言について確認していきますが、先ほどの答弁の中にも、議会運営委員会で述べられたと挙げていました。11月27日の議会運営委員会場で木下村長は就任されて間もなく、古屋先生と一度だけ面

でも、古屋先生と村長が直接面談して情報共有したわけではないと思います。課長からの報告とかであると思うので、それで

も共通認識が得られたと言えるのです。また合意事項が違うのがあります。先ほど村長が説明された内容と、岡部岳志前村長から繋がっている合意事項と、一旦は切り替えが必要かもしれないませんが、基本的に同じような合意です。合意事項に相違が生じたのであれば、直接先生と向き合って、その問題の解消に努めることが、常識的な行動であり、無医村の危機を脱する道ではないですか。

村長 共通認識という立場は、おっしゃるとおりかもしれないですけど、無医村の道を脱するのは古屋先生1人ありきではないです。それは色々な可能性がありますが、その辺に関しては私は違うと感じています。

守屋保志 しかしリスクは大きいですよ。なんで大きいリスクを選ぶのか疑問ですけども。無医村の危機問題の解消について、村長と古屋先生と双方の協議に同席をされ、双方の発言を聞いている総務課長に伺いますが、先日の議会運営委員会で木下村長が発言された古屋先生との合意事項の中の勤務日数の食い違いがあります。総務課長はどちらの主張が正しいと認識されているか伺います。

総務課長 私もメモを書いていなかったもので、岡部前村長のときの説明と、昨年の8月の木下村長を含めた話し合いのときの日数の関係については、わからないのですが、一つだけ訂正さ

せていただきたいのが、古屋先生にオファーがあったという話は古屋先生からは言われていません。ただ古屋先生から言われたのは、「私も今後のことがあるので、早めに村の方で決めていただきたい」という話は、村長にはしております。

守屋保志 先生が言っている勤務日数が週4日、週1日と言っている割合は、これは当初総務課長が、前岡部村長と先生と協議のときに総務課長から提案されたと同っていますますがそうではないですか。

村長 岡部前村長のときは、もう前です。今は、今の話で、私が8月24日に聞いたのは、先生から直接聞きました。それが事実です。

守屋保志 私は真実が、どうなのかというのを明らかにしたいから聞いているのであり、総務課長に聞いています。

総務課長 私から提案したことはありませんが、ただ岡部前村長との話は、週4日先生で週1日に臨時というか、若い先生という話は聞いております。

守屋保志 木下村長が議会運営委員会で説明された総務課長、住民生活課長両課長の呼び出しについての対話を古屋先生に伺いました。まず住民課長に岡部岳志前村長との合意である勤務体系について、継続するの可否か、村側に早く決めてほしいと相談したそうです。その後両課長が診療所を訪ねて、村側の意

向が定年退職であると告げられたということですが、住民課長この内容に間違いはないか伺います。

住民生活課長 私の記憶が曖昧ですが、前岡部村長との協議があったことは、私は今、初めて知りましたので、その時点では私が聞いた記憶はありません。

守屋保志 先ほど総務課長は、岡部前村長の合意事項は課長会議で話してと答弁されたと思いますけど。

村長 今、岡部前村長はいないです。私と先生が話した8月24日が一番正しいです。その前のこととか、じゃあ10年前ないし20年前の合意を、それは書面であればわかりますけど、課長会議とかこの質問に対する内容が議会でするべきことではないと考えますが議長の判断を仰ぎます。

守屋保志 皆心配して来ているのだから、経緯を皆さんに真実を知らせればいいじゃないですか。皆さん共通認識がないということ、私認識しました。皆さんがそのようなこともあるのも知らない、課長も知らない。そのように認識しました。古屋先生は他の医療機関からのオファーがあることを言及し、勤務体系の役場の対応を指摘した後に先生自ら辞めると言ったのですか。

住民生活課長 私と総務課長とともに診療所に行ったときには、総務課長の言ったとおり

の私も記憶をしています。オファーという言葉はなかったと思います。古屋先生も私もこれからのことがあるのでという表現だったと記憶しています。

守屋保志 木下村長はオファーがあってもう終わりということ、あたかも決まっているようだから、それを優先してもらって定年退職してもらおうという発言が出たのは皆さんと食い違っているのをおかしいですね。

古屋先生は木下村長が議会運営委員会で説明した合意事項を認識していない可能性があるかと判断せざるを得ません。もし合意形成が得られたとしていたなら、なぜ古屋先生が再び役場側にこの考え方を伺うのでしょうか。8月に合意形成なされたなら、なぜまた役場の考え方を伺うのですか。総務課長、住民課長お伺いしますが、木下村長が言う勤務体系および勤務日数の合意事項は共通認識をされていたと思いますか。古屋先生は、岡部岳志前村長と合意した定年延長について、継続か否かを役場側に求めたが、結論が示されないままに時が流れたので、改めて役場側に回答するように求めてきたのではありませんか。両課長の見解を伺います。

総務課長 古屋先生の方からありましたので、役場の方で話し合いをして、今のこの結果になつていきます。

住民生活課長 私も総務課長の認識と同じです。

守屋保志 木下村長が言っていることと全然違っています。岡部岳志前村長との合意のことをまた木下村長と8月に話し合って、中身はどうか、どちらが正しいかここでは言えませんが、その合意が何も回答がないから村はどのようにしているのか、それがずっと回答がないまま来たから、ここで求めるということではないですか。

村長 私も4番議員と一緒に先生に対してなぜなのでしょう。わからないのです。8月24日の話で、何でもなかったのが疑問です。

守屋保志 誠に残念ながら、これまで真実の答弁をいただこうと、質問を繰り返しましたが、望みが叶うこと潰れました、残念です。役場職員との信頼関係を築き、繋げることの尊さを痛感しておりますが、無医村と変わらないよう最善の努力を尽くされた古屋先生の名誉と誇りを守るために、あえて公表させていただきます。実は以前、私は総務課長から、この医師問題における事実関係を伺っておりま

下村長は即決でもう終わりだと発言され先生を退職させる。それに合意による継続を破棄するというような理由についても説明を受けたとのことでした。総務課長の言動から考えても、古屋先生、総務課長の両名とも、この勤務体系、勤務時間はどうか、定年延長になると考えていたことは明白です。木下村長はなぜ古屋先生と直接向き合って、無医村の危機を避けようとしなかったのか。古屋先生が提案された勤務体系についての合意形成を図り、意見の一致が得られていたら、無医村問題は回避できたと悔やまれます。

何故無医村となるリスクを選んだのか、その理由と総務課長に説明された先生との解職、継続を破棄するような理由について明らかにしてください。

村長 先ほどから同じこと何度も繰り返して、聞いて言ってくるのですが、8月24日が全てです。それで私と先生が話したことが事実です。その事実で私はお願いしますと言ったのも事実です。前の岡部前村長とか、前の合意等紙にもないものが、それは過去のことで、古屋先生の提案がいいからこそお願いしますと言って8月24日、それが全てで、そのとおりやってもらえれば何のことはありませんでした。ただそれだけのことでそれ以外何もないです。

守屋保志 それならなぜ無医村になるような問題になるのか

しょうか。そのように木下村長もずっと思っていて、先生も定年を延長して無医村にならないように努力されているなら、なぜこのようなことになったのか分からないです。そこには誰かがおっしゃっていることがあから、そのようになると思いますがいいです。

木下村長は全員協議会の席で、先生が診察しないとか、診てくれないとかというような感じを連想できる発言をされたと思います。それが退職とか先生が言われる継続ということに繋がる理由になるのか、それが診療拒否になるということをも木下村長が思っていて、これだったら新たな先生を探した方がという切り替えの決断になったということと理解していいですか。

村長 要は私から職員の評価なわけですから評価を議会で言う必要もないし、そのような目で捉えたのは事実だと思います。私も言い方が色々ありますけど、ただそれをこの場で、「はい、そう思います」というのは職員の人事評価ですから、それは私がもし答えるとしたら、それはこの場では、今言ったことがそう受け取ったらしょうがないですと言ってしまうんです。

守屋保志 先ほども冒頭に言いましたが、古屋先生から一切のプライベートを、評価も何も答えていいと言われたから答えてください。

村長 答えます。診療拒否とか私は言っていない。ただ、私が住民課長を10年前やりましたが、そのときも色々な苦情が多く来ています。でも私は課長の頃先生とも他の意見の苦情も聞きも入れるし、3年前も住民課長になってそのような苦情もありました。ただ、色々な意見はあると思いますが、500人の村だから選挙をして、申し訳ありませんが半分にして、それもありです。ただやはりそうなる

と、色々な見方があるのでそれを含めて私は500人の村の色々な意見を拾わなければいけない立場です。そのような面からは事実で、受け取られるのはしょうがないと思います。

守屋保志 受け取るのとことなので、診療拒否という解釈でよろしいですか。

村長 4番議員の受け取り方でハラスメントと一緒に。私はそう言うてなくてもハラスメントされる側が、傷ついたと言えどそれまでの問題なので。私はそのようなイメージでは、診療拒否の言葉は発していないけど、受け取られたらしょうがないと思います。

守屋保志 木下村長はこう言いました。バス停にある方がいて、どこ行くんですかと言ったら、奥多摩の病院とか青梅の病院へ行くと、なぜ診療所ですかからないんですかと言ったら、葉が出ないとか言って、そのような

ニュアンスを確か言いました。だからそれが、要は診療拒否をしていると木下村長は思っているが、私は言ったのかなと思いましたがそうではないですか。

村長 診療拒否とは言っていないです。行きたくないと言ったんです。行きたくないです。それは拒否ではなくて先生が怖いという人もいますし、何か言われるのが嫌だという人もいっぱいいます。だから行きたくないと言っただけです。確かそう言いました。

守屋保志 わかりました。この診療拒否の定義は、医師法第19条第1項に定められている。応召義務に基づいているものです。応召義務とは、診療に従事する医師は、診療、診察、治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない、ということです。では、このことについて、木下村長は応召義務とか、医師法第19条に書かれていることは理解しているのか伺います。

村長 はっきり言って理解していません。専門医ではないので。捉えただけで、私は診療拒否とは言っていないです。住民課長とか総務課長の時とか、村長になっても、色々な視点から意見をもらいます。1人から言われたことが真実ではないかもしれないので。即対応はしないようにしています。過去には先生に怒られて受けたくないという人がいて、その内側で点滴をして

いる人が、いや、あのときは普通だったよとそのような意見もいっぱいあるのです。それは受け取り方の問題で診療拒否なんて一つも言っていないし、医師法第19条を勉強しているわけではないです。ただ、そのような意見がたくさん来ている中で私の意見になります。

守屋保志 今、おっしゃったように診療所にいけないとか、そういう人たちもいると村長言われました。今いる人はこのまま先生がいれば幸せだと、他のところに行っている半分の方が不幸せだと、だからここで白紙に戻してポジティブに考えて先生を見つけないことを言いました。それは、今、受診している人の気持ちや意見等耳に入れて、考えて決断したのか伺います。

村長 決断というかは私も古屋先生に毎月受診していますし、母親も受診しています。当然、先生自体に別に私は医師として全然何の偏見もないです、受診していますので。それで先ほどの説明はポジティブな考え方と言いましたが、私は500人全員を幸せにしたいために村長になつていないじゃないですか。それはあくまでも理想で、全てをできるとは考えていないですが、そのような目線に向かっていかなければいけないというので、言われるとおりそれはリスクがあります。今は傍聴に来て

もらいたい人だと思っています。でも、そのような人たちも含めて全員が受けられるようになるというのが一番理想と思うて前へ進んでいるだけです。

守屋保志 それなら、くどいようにですけど、なぜそのリスクを選んだのか私は分かりません。村長もそのように考えているのであれば無医村になるリスクを選ばないで、それを先生と直接面と向かって対話して、どのようなことを改善すればいいのか、皆さんが診療所に足を運べるような努力をすれば、無医村にならなくて済んだ話です。村民の生命は、村長の肩にかかっていますから、そのような判断で無医村のリスクを選ぶことは、私は本当に理解に苦しみま

避けると本当に考えていたのか、直接対話すれば、村長も残ってもらい勤めてもらいたい。食い違いがあったとしても、それを合意すれば、先生がそのまま延長でき、受診されていない人等の話も含めて進めていけば、無医村を回避できたとは私は思います。村長、対話もしないで、1回しか先生と直接会っておりませんが、それで無医村の危機を回避できると本当に思っていたのか伺います。

村長 同じ質問ですが、8月24日が合意です。このようなことで百条委員会とは誰が対象になるのか分かりません。また、無医村になる前提で言っています。無医村になることも可能性としてないですし、話が行ったり来たりなので、その辺は議員の皆様におまかせします。

守屋保志 仮に前提ですが、無医村になる確率は高いです。それは皆執行部が認識していることだと思えます。無医村となることで、村民にどれほどの負担を背負わせ、不安を抱かせ、悲しませるとか考えたことはありませんか。傍聴席におられる皆さんをはじめ、全村民に対して、無医村にしないことを約束していただき、また、木下村長の公約を果たす意味でも、定例会後、速やかに全村民を対象とした説明会の開催を宣言して頂きたいと思っています。

分らないです。それから簡単にはできないです。その辺も踏まえ、当然説明会は話の順番が色々ありますので速やかではないですけど当然考えています。

守屋保志 開催してくれると今おっしゃったので信用します。退職になれば話は終わりますので、できる限り早急に今月中とか1月中とかの実施を改めてお願いするとともに、前向きな答弁をいただきましたので、それには敬意を表します。これで村民も、少しは安心されたことと思います。説明会では真相を明らかにしていただいて、村民の考えを十分に理解していただき、村にとって最善の結果を導き出していただくようお願いいたします。また、自治体行政において、無医村の危機を解消することこそ、最も重要な政治課題であることを一言申し上げ質問を終わります。

していません。私は村長の色々な話で診療拒否と捉えて言葉を発していると思ったので確認しました。出来れば、古屋先生とじっくり話していただいて、本当は元々原点に戻れば、双方が延長して、無医村にならないよう努力しようという合意があった訳ですから、その時点で返っていたら、先生や村長が納得するの分かりませんが、村民のためを思って、無医村にならないことが、村民にとって一番幸せなことだと思っています。と思うので、皆さん500人が通える診療所を含めて、先生ともう一度話し合いをしながら、残ってもらうような方向で考え、相談していただくことを願っています。

村長 本当に腹割って話します。その代わり、喧嘩別れになるかもしれないです。それもしょうがないと思います。先ほど言う、本当に心の合意じゃないですけど、その辺を踏まえ、1回協議は持ちたいと思います。

議長 この一般質問の中で、村長より古屋医師と腹を割ってお話するという提案がありました。これを受け、4番守屋保志議員より、百条委員会の設置希望を取り下げる旨があり、これを受理したことを報告します。

守屋保志 議長の説明のとおり、村長と協議して、全村民に対して最善の努力をしていただくことをおっしゃられたので、それを共通認識したということ

で、百条委員会の設置について提出を却下しました。村長、何卒全村民のためにご足労をいただき、また全村民がこの先も安心、安定して暮らせるような村づくりにご努力願いたいと思います。

村長 本当に腹割ってそのような話をします。当然結果がどうなるか分からないし、感情の問題もあつたりするかもしれないです。こちらで最善を尽くします。ただ、やはり執行部だけではなくて議員の皆様のご協力が必要になり、両輪になってこの村の将来を考えていければと考えていますので、また議員の皆様もよろしく願っています。

村議会を傍聴してみませんか

次回の定例会は、6月10日の開会を予定しています。村議会は、どなたでも傍聴できますので、お気軽にお出かけください。

詳しくは、丹波山村議会事務局 電話 0428-88-0211